

6 いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

滑川市立滑川中学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。平成28年に最終改正。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するよう、「滑川市立滑川中学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての生徒に関わる問題であることから、生徒が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて、生徒が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

(3) いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法第2条1

具体的ないじめの形態として、以下のようなものがあります。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたり、たかられる。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・SNSで、誹謗中傷や嫌なことの書き込みをされる。

(4) いじめの未然防止のための対応について

「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体につくるとともに、「自分の大

切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。そのために、以下のような取組を行います。

- ① 全教職員で授業改善に取り組み、「きちんと授業に参加し、基本的な学力を身に付け、認められているという実感をもった生徒」の育成に努めます。
 - ・分かる授業づくり（めあてと終末の確認、学習意欲・基礎学力の向上）
 - ・授業規律の徹底（チャイム前着席、姿勢、発表や聞き方の指導）
 - ・学び合いの重視（当たり前発言したり、聴いたりする姿勢）
 - ・公開授業の実施（授業参観、互見授業）
- ② 人間関係、集団づくり、社会性の育成を目的とした取組を行い、生徒の居場所や絆づくりをキーワードにした、学校・学年・学級づくりを行います。
 - ・Q-U調査やi-checkの活用（全学年）
 - ・構成的グループ・エンカウンター（S G E）を利用した人間関係づくり
 - ・行事を生かした集団づくり（修学旅行、宿泊学習、校外学習、体育大会、文化祭、合唱コンクール、予餞会）
 - ・「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」での社会体験（2年生）
- ③ いじめに関する学習や取組を行い、いじめ問題について正しい理解を図り、いじめに対して「しない、見逃さない、許さない」という心情を育てます。
 - ・人権教育の推進（人権作文、人権週間）
 - ・特別の教科 道徳の授業でのいじめについての学習
 - ・いのちの授業（1年生時）
 - ・情報モラル教育（技術・家庭科他）
- ④ 生徒自身がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるように、生徒会が中心となるいじめのない学校づくりに取り組みます。
 - ・生徒会や学年委員会を中心としたいじめのない学校づくりの取組
 - ・挨拶運動の実施
 - ・ボランティア活動の推進（厚生委員会ボランティアグループ）
- ⑤ 懇談会やホームページ、学校・学年だよりを通して、学校での活動の様子等の情報発信を行い、保護者や地域と連携していじめ防止に取り組みます。
 - ・学校いじめ防止基本方針の公開（ホームページ、たより）
 - ・生徒の活動の様子を紹介（ホームページ、学校・学年だより等）
 - ・保護者懇談会や学年懇談会の開催
 - ・育成会との連携（資源回収、子育て懇談会、挨拶運動、文化祭バサー協力）
 - ・学校評議員会との連携
- ⑥ 日頃から生徒理解に努め、悩みがあれば気軽に相談できる体制を整え、生徒の心のケアを心がけます。
 - ・生徒及び保護者との信頼関係づくり
 - ・日常的な観察・情報交換（悩みに気付く）
 - ・生徒指導委員会（週1回）
 - ・「安心して落ち着いた学校生活をおくるために」アンケートの実施（年間5回）
 - ・教育相談（毎学期1回）

- ・カウンセリング指導員を窓口とした相談体制（SC、SSW、心の教室相談員）
- ・心の居場所としての保健室利用

（5）いじめ問題への対応について

① いじめの早期発見のための取組

- ・休み時間や放課後の生徒の様子、学活ノート等での生徒との日常のやりとり等、様々なチャネルに合わせ、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高くして生徒たちを見守ります。
- ・いじめに関するささいな情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・生徒や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。

② いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保します。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。
- ・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、教育委員会に報告し、いじめられた生徒といじめた生徒それぞれの保護者に連絡します。
- ・犯罪行為を伴うもの等、学校や教育委員会で解決が困難な場合には、警察署等、関係機関と相談をして対応します。警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめられた生徒の安心・安全と同時に、いじめた生徒の健全な成長を促すことを目的に行います。
- ・状況に応じて心理・福祉等の専門的知識を有する者、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、解決に取り組みます。
- ・いじめられた生徒又はその保護者へは、徹底して身を守ることや秘密を守ることがを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどして、いじめられた生徒の安全を確保します。
- ・いじめた生徒とその保護者へは、次のように指導・助言を行います。
 - ア いじめた生徒へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
 - イ いじめの背景にも目を向け、いじめた生徒のプライバシーには十分に留意した対応を行います。
 - ウ 保護者に事実を伝え、連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
 - エ 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理・福祉等の専門的知識を有する者、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。

- ・いじめが起きた集団の生徒に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた生徒に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
- ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの生徒との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除するよう指導します。
- ・いじめが一旦解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

(5) 重大事態への対処について

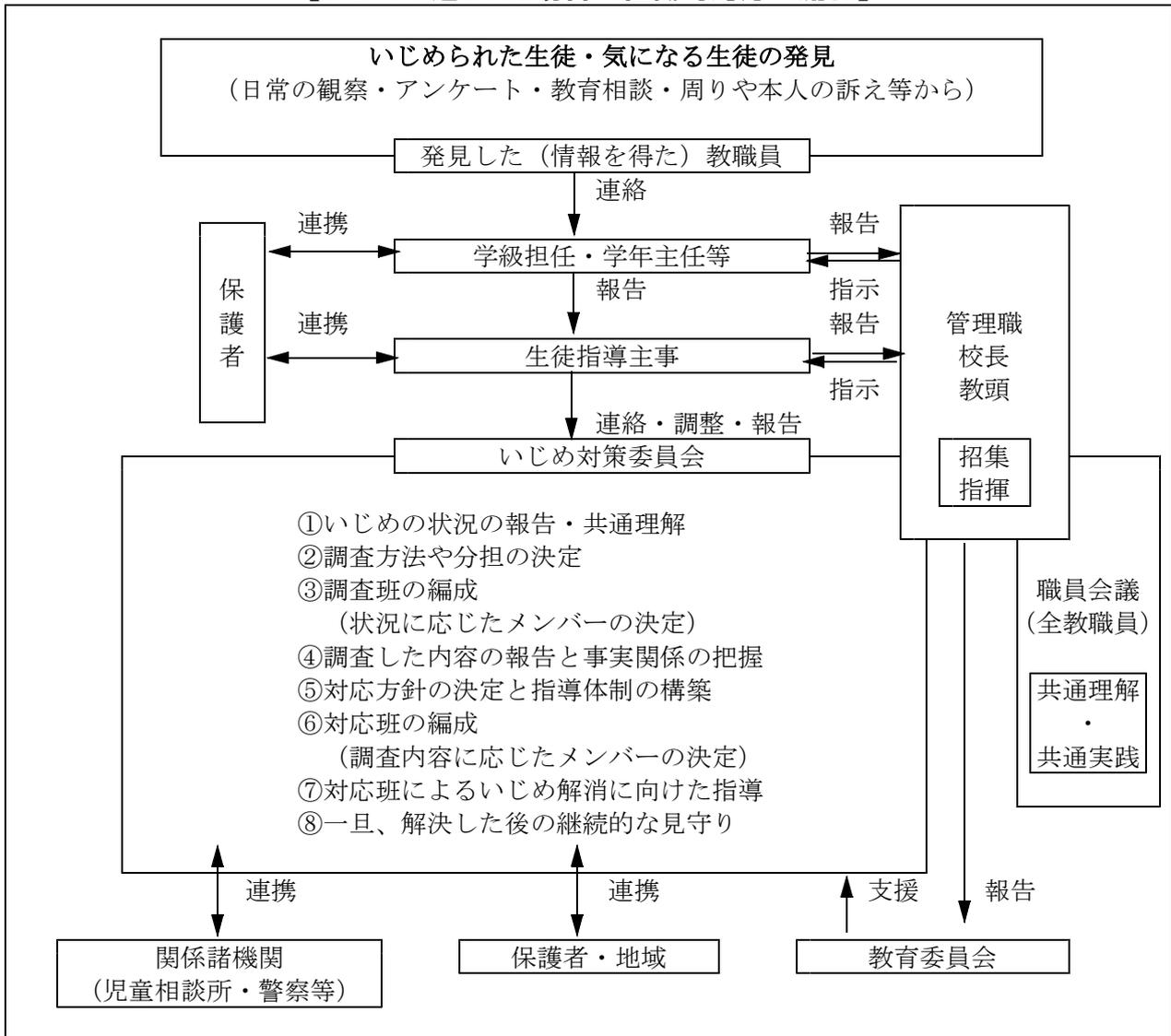
① 重大事態とは

- ・「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」と認めるとき。(児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等)
 - ・「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」と認めるとき。(年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合)
- ※ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至った」という申し出があったとき。

② 重大事態の対処についての留意事項

- ・速やかに市教育委員会及び市長に報告し、教育委員会の支援の下、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。
- ・犯罪行為を伴うもの等、学校や教育委員会で解決が困難な場合には、警察署等、関係機関と相談をして対応する。
- ・当事者の同意を得た上で、必要に応じて説明文書の配布や緊急保護者会を開催する。

【いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



・令和5年1月5日改正